

農業委員会だより

令和元年7月発行
天城町農業委員会
〒891-7692
鹿児島県大島郡天城町平土野2691-1
電話番号:0997-85-4242
ホームページ: <https://www.town.amagi.lg.jp>

～「平成」から「令和」へ～

新天皇の即位に伴い、5月1日から元号が「平成」から「令和」に改められました。農業委員会の各種様式に関しても「平成」から「令和」に改元しております。必要な様式に関して、農業委員会事務局の窓口にて取得ください。

農地の所有権移転・転用は申請許可を

農地を売買・贈与などで取得し、所有権を移転する際や農地の貸借を行う際は、農地法第3条の規定に基づき、農業委員会に申請書を提出し、許可を受ける必要があります。

また、農地を取得する者（譲受人）は、50 a （5反）以上の農地を耕作していなければなりません。これを下限面積といいます。下限面積に達していない場合は、農地法により、農地の取得ができないことがあります。

そして、農地に宅地や牛舎等に転用したいときは、農地法第4条（権利移動を伴わない場合）、第5条（権利移動を伴う場合）による申請手続き及び農業委員会（鹿児島県知事）の許可が必要です。

農地の売買や贈与、また、農地を転用し自宅や牛舎等を建築予定の方は、事前に各集落の担当農業委員、農業委員会に相談しましょう。

農地転用の手順については、2面に詳細を書きましたのでご参照ください。

～申請書の作成は専門家へ～

農地法の許可申請書の作成は、当事者本人もしくは行政書士、土地の所有権移転に関する登記等は、当事者本人もしくは司法書士でなければできません。当事者本人、行政書士、司法書士以外の者がその業務を行った場合は、法律により、1年以下の懲役もしくは100万円以下の刑罰が科せられます。書類作成は専門家にお任せしましょう。

徳之島在住の司法書士と天城町在住の行政書士は下記の方々です。

（司法書士）

- | | |
|---------------|---------|
| 吉内司法書士事務所（天城） | 85-2966 |
| ① 吉内 文彦 | |
| 吉田法律事務所（兼久） | 85-6011 |
| ② 吉田 哲久 | |
| うみかぜ法務事務所（亀津） | 82-0063 |
| ③ 柏村 考兵 | |

（行政書士）

- | | | |
|---------|-------|---------|
| ① 寿 洋一郎 | （前野） | 85-3965 |
| ② 吉内 文彦 | （天城） | 85-2966 |
| ③ 吉盛 一郎 | （平土野） | 85-5830 |

全国農業新聞の購読をお勧めします

全国農業新聞は、全国農業会議所が月4回（毎週金曜日）発行する農業専門新聞です。農政に関する国の動きや農業に関する最新情報のほか、地域の話題や農業経営などさまざまな分野の役立つ情報を提供している新聞です。購読料は、月額700円（年額8400円）とお得で、自宅に郵送で届けられます。購読の申し込みは、各集落の担当農業委員または農業委員会の窓口にてお申し込みください。

違反転用はやめましょう

農地法で農地や採草放牧地に、自宅や牛舎、農業用倉庫及び施設などを建築する際、農業委員会および県常設審議委員会での転用許可が必要となります。もし、許可を受けずに、農地に建物や施設を建築した場合は、違反転用となり、農地法により原状の回復(元の状態にもどす)を行わなければなりません。また、農業委員会の指導、命令に従わない場合は、3年以下の懲役もしくは個人300万円(法人の場合1億円)以下の罰金の刑事罰が科せられます。自宅や牛舎を建てる予定がある場合は、事前に農業委員会または地区担当農業委員にご相談ください。

《農地転用までの流れ》

①自宅や牛舎等を建築予定の農地が農業振興地域ではないか調べます。(農政課)

(農業振興地域内の場合)	(農業振興地域外の場合)
農政課で農業振興地域の除外もしくは農用地利用計画の用途変更手続を行ってください。総会通過後、県で審議します。審議の可否まで数ヶ月要します。許可後、農地法第4条、第5条の許可申請書を作成して下さい。	農地法第4条、第5条の許可申請書を作成して下さい。

*農業振興地域の変更は、あくまでも、農地の利用目的を変更するのみで、「農地に建物を建ててもよい」という許可ではありません。農業委員会の転用許可が必要となります。転用申請からの流れは②になります。

②農地法第4条、第5条の許可申請書を作成します。必要添付書類をそろえて、農業委員会事務局に毎月5日までに提出し、毎月15日の総会で審議を受けます。

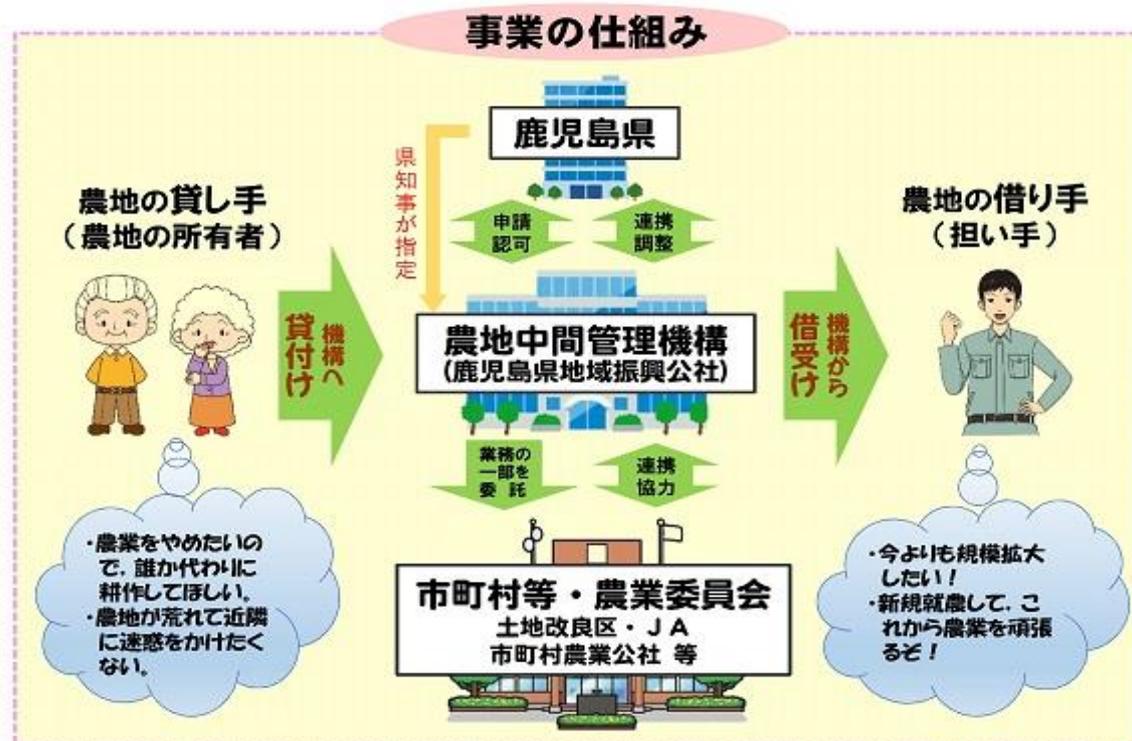
農地状況	<ul style="list-style-type: none"> 農用地区域内農地および第1種農地 3反(3,000㎡)以上の農地 農業委員会が必要と認めた時 	左記以外
転用目的	牛舎、堆肥場、農業用施設、農畜産物処理加工施設及び販売施設など。	一般住宅、農家住宅、共同住宅、宅地造成、駐車場、店舗など。
審議過程	毎月行われる県常設審議委員会に上程し、審議を図る。許可後、工事を始めることができます。	一部に関しては、総会許可後の建築開始が可能ですが、県常設審議委員会に上程する場合があります。

③転用許可後は、所有権移転、地目変更の手続きを行ってください。

町民の皆さんへ、赤土土砂流出の防止に努めましょう!!

農地中間管理事業を活用しよう

- 平成26年度から始まった、農地の貸し借りの新しい方法です。
- 公的機関である機構が市町村等と連携し、農地の貸し借りを調整します。
- 賃借料は機構が決まった時期に必ずお振込みします。
- 農地は貸借期間終了後、必ず所有者へ返還されます（所有権は移りません）。



◆特徴◆

1. 鹿児島県地域振興公社（農地中間管理機構）と天城町が連携し、農地の貸借調整をします。
2. 賃借料は機構が徴収・支払を行います。
3. 農地は契約終了後、必ず所有者に返還されます。

◆メリット◆

（借り手）

1. 農地を集積・集約化することができ、農作業の効率化、生産力の向上が図れます。
2. 複数の所有者との契約が一本化できます。

（貸し手）

1. 耕作者からの賃借料は、機構が決まった時期に指定の口座に振り込みます。
2. 担い手等が途中で耕作ができなくなった場合に、機構と市町村が連携して次の担い手を探します。
3. 要件を満たすことで、機構集積協力金の交付、固定資産税の軽減が受けられます。

* 問い合わせ先

鹿児島県地域振興公社（農地中間管理機構）：099-223-0223

天城町役場農政課農政係：85-5257

農地「貸したい」「借りたい」総点検実施

町民の皆さん。こんな悩みはないですか。
 「昨年までは元気にできていたが、今年はどうも体力が落ちて、来年も今までどおりできるかな。」
 「都会に子どもたちがいて、子どもたちが帰ってくるまでは頑張りたいけど、年齢的にもきついなあ。」
 「一部小作させようかな。」など日々、多くの町民の皆さんがこのような悩みをもたれているのではないかと思います。

「こんなとき、どこに相談したらいいの。」

「ご安心ください。」

農業委員会では、昨年度に引き続き、今年度も重要な業務の一つである「農地等の利用の最適化推進」を図るため、各集落担当農業委員が1年かけて農家各戸の戸別訪問を行い、農地の「貸したい」「借りたい」総点検を実施致します。

地域の農業委員の皆さんが各農家を戸別に訪問する際、農地の現状や今後について、アンケート方式で尋ねて参ります。農作業や農業経営をする中で日頃、思っていることや感じたことなどを相談する機会にしてみてください。

なお、調査、相談した内容に関しては、農業委員会法並びに町の個人情報保護条例に基づき、農業委員会で取りまとめ、集計いたしますが、他に漏らすことはございません。

あなたの将来のため、農業者年金に加入を

農業者年金は、将来生活への不安の解消や老後の生活への蓄えなどとして活用できる積立方式の確定拠出型終身年金です。

加入は、下記の3つの要件を満たすことで、だれでも加入することができます。

①20歳以上60歳未満であること。

②年間60日以上農業に従事していること。

③国民年金第1号被保険者(ただし、国民年金保険料免除者除く)であることです。

保険料は、月額2万円から6万7千円までで1千円ずつ自分で金額を決めることができます。また、国の補助金制度も(月額最高額1万円を最大20年間)活用でき、支払った保険料は、確定申告の際、全額が社会保険料控除となり節税になります。

詳しくは農業委員会またはJAあまみ天城事業本部(85-4111)まで。

農業者年金基金のホームページ:<http://www.nounen.go.jp>

津に集農地
 の川ご落担
 農集相担
 業落談当
 委にの関
 員関だ農
 がし業委
 担て員疑
 当は、問
 し、なへ
 ます。お
 ず。瀨ご
 地大軽

三京	西阿木名	当部	瀬滝	瀬滝	兼久	兼久	兼久	平土野	天城	天城	浅間	浅間	岡前	前野	松原上区	松原上区	松原西区	与名間
若山秀也	仲公男	岩元聡	木村憲一郎	田原廣秀	中磯朋美	平野勝哉	朝木学	里村清志	貞山博一	貞岡孝治	栄徳男	勝尾真一	岡本哲二	富山良一	麓福太郎	久田安枝	中島正博	前田真智子

*各集落担当農業委員